

## 総合評価落札方式（建設工事）における 評価項目「建設機械の保有」に係る提出書類の見直しについて

建設工事に係る総合評価落札方式における評価項目である「建設機械の保有」について、令和5年度以降に公告する案件から、下記のとおり提出書類の見直しを行いますので、お知らせいたします。

なお、個々の案件に参加する場合にあっては、入札公告に規定する総合評価落札方式における技術評価に関する事項を確認してください。

記

### 1 変更内容

建設機械の保有を確認する提出書類について、現行、経審（建設業法第27条の29に規定する総合評定値（P）の通知）の写し又は経審で建設機械の保有が確認できない場合には経審に準じた建設機械の写真等の書類のいずれかとしているところ、令和5年度からは、経審の写しのみを認めることとし、提出書類の統一化を図ります。

| 令和4年度公告案件まで  | 令和5年度公告案件から   |
|--|---|
| <p>市内営業所に建設機械を1台以上保有している。</p> <p><b>【提出書類】</b><br/>建設業法第27条の29に規定する総合評定値（P）の通知（以下「経審」という。）の写し<br/>※技術資料提出締切日現在で有効な経審に限る。</p> <p>ただし、有効な経審において、「建設機械の所有及びリース台数」が0台であるが、建設機械を所有又はリースをしている場合には、次のア、イ及びウの書類。</p> <p>ア 売買契約書又はリース契約書の写し<br/>イ 特定自主検査記録表等<br/>ウ 建設機械の写真</p> <p>※ア、イ及びウの書類の取扱いについては、経審の基準に準ずるものとする。</p> | <p>市内営業所に建設機械を1台以上保有している。</p> <p><b>【提出書類】</b><br/>建設業法第27条の29に規定する総合評定値（P）の通知（以下「経審」という。）の写し<br/>※技術資料提出締切日現在で有効な経審に限る。</p> <p><b>【削除】</b></p> |

### 2 適用日

令和5年5月以降に公告する総合評価案件から適用します。

※令和4年度公告案件までは、経過措置として現行の取扱いを継続します。